

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年7月18日
【会社名】	日本PCサービス株式会社
【英訳名】	Japan PC Service Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 家喜 信行
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市広芝町9番33号
【電話番号】	06-6734-4985
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 宮本 義雄
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市広芝町9番33号
【電話番号】	06-6734-7722
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 宮本 義雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 99,060,000円 第1回新株予約権証券 968,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 100,028,500円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	130,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式です。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1 本届出書により募集する当社普通株式(以下「本新株式」といいます。)の発行は、平成30年7月18日開催の取締役会決議によるものであります。

2 当社普通株式にかかる振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	130,000株	99,060,000	49,530,000
一般募集			
計(総発行株式)	130,000株	99,060,000	49,530,000

(注) 1 発行価額の総額を第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法第445条の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、49,530,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
762	381	100株	平成30年8月8日(水)		平成30年8月9日(木)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 当社は、本届出書の効力が発生した後、払込期日までに本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式の発行は行われなないこととなります。

4 払込期日に払込みがなされなかった場合には、割当予定先の割当を受ける権利は消滅し、割当の株式は失権します。

5 申し込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日本P C サービス株式会社 管理部	大阪府吹田市広芝町9番33号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
みずほ銀行大阪中央支店	大阪府大阪市中央区北浜3-6-13

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	1,300個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	968,500円
発行価格	新株予約権1個につき745円(新株予約権の目的である株式1株当たり7.45円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年8月8日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本P C サービス株式会社 管理部 大阪府吹田市広芝町9番33号
払込期日	平成30年8月9日(木)
割当日	平成30年8月9日(木)
払込取扱場所	みずほ銀行大阪中央支店 大阪府大阪市中央区北浜3-6-13

(注)1 第1回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成30年7月18日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権に係る引受契約(以下、「総数引受契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	日本PCサービス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない標準となる株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は130,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金762円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	100,028,500円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年8月10日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成32年8月9日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 日本P C サービス株式会社 管理部 大阪府吹田市広芝町9番33号</p> <p>2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行大阪中央支店 大阪府大阪市中央区北浜3-6-13</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って14暦日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえで、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。

(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
199,088,500	2,895,000	196,193,500

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(99,060,000円)及び本新株予約権の払込金額の総額(968,500円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(99,060,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の内訳は、新株予約権等算定評価報酬費用1,600,000円、株式事務手数料・変更登記費用・弁護士費用等1,295,000円を予定しております。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

当社グループの事業は、パソコンやタブレット端末、デジタル家電等のネットワーク対応機器に関する設定設置やトラブルに対し、訪問または電話で対応、解決するサービスの提供を行っており、事業セグメントはスマートライフサポート事業による単一セグメントとなっており、同事業はフィールドサポート事業及び会員サポートセンター事業に区分されています。

フィールドサポート事業においてはパソコンやパソコン関連機器を主たるサポート領域として、個人及び法人にサービスを提供しておりますが、特に、中小企業法人向けサポートに注力するため、専門チームを設置し、法人向けP C・ネットワークの設定保守サポートサービスを実施し、V R関連機器・ロボットの修理や、I o Tスマートホームの設定設置等の業務範囲を拡充し、顧客単価の上昇を推進しております。

会員サポートセンター事業においてはサービスの提供先に対して電話又はリモートによりパソコン・ネットワーク対応機器の設定・故障等の対応を行う「アフターサービス保証」等の会員サービスを提供しております。これら会員向けのパッケージ商品の拡販やロボットコールセンターについてもサポート対象機器の拡充を図り、会員数の増加に努めております。

このような事業推進の結果、当社グループは、平成30年7月13日付の「四半期報告書」で開示いたしましたとおり、平成30年8月期第3四半期時点で売上高は2,595,465千円(前年同期2,661,806千円)、営業利益は49,773千円(前年同期は営業損失46,892千円)、経常利益は49,971千円(前年同期は経常損失45,232千円)、親会社株主に帰属する四半期純利益は32,178千円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失48,589千円)という状況となっております。しかしながら、前連結会計年度まで継続して営業損失を計上しております。平成30年8月期第3四半期連結会計期間末日における現金及び預金の残高は350,153千円であり、当面の資金は確保しておりますが、売上高の向上及びコスト削減による営業キャッシュ・フローの改善と平成30年8月期第3四半期時点での自己資本比率が18.6%となっている財務基盤の安定化は急務な状況が継続しております。そのため、当社は、その後の更なる成長基盤を構築するためには早期の資本増強が必要だという判断に至りました。

そして、平成30年6月頃から資金調達の実施方法や実施時期、第三者割当先に関する調査・協議を重ねた結果、資本を増強するだけでなく、当社の業績拡大にシナジーが見込める事業会社への第三者割当を行いたいと考え、今後の、両社の強みを活かした各々のサービスの領域を拡大していくための事業パートナーとして、協業を検討していた株式会社オウケイウェイヴとの資本業務提携契約を締結し、資金調達を実施することを選択致しました。なお、当社及びオウケイウェイヴとの間で現時点において合意している共同事業に関する業務提携契約の内容は、以下のとおりです。

- ・オウケイウェイヴの展開する「OKWAVE」を通じて、当社の展開するパソコン・デジタル機器の設定・修理サービスのマーケティングプロモーションを展開し、顧客基盤の拡大を図ります。
- ・当社顧客に対し、「OKWAVE」への動線を用意し、パソコン・デジタル機器の設定・修理サービス等の顧客の課題をオンライン上で解決できる専用サイトを構築し、顧客の課題解決を実施することにより、顧客満足度の向上を図ります。
- ・オウケイウェイヴが展開する「感謝経済プラットフォーム」1に参画することによってそのノウハウを共有し、当社サービス提供に対して感謝価値がチップとして顧客より付与される仕組みの構築を実施します。それにより、「OKWAVE」サイトの閲覧数が増加することはもとより、未解決のQ & Aが減少することによって双方の顧客の満足度向上を目指します。また、「OK-チップ」2を発行するためのソフトウェア開発をオウケイウェイヴに委託します。

- ・当社とオウケイウェイヴは、将来的には当社独自のトークンを開発し、ブロックチェーンを活用した顧客管理の効率化や当社サービスに対して当該トークンを利用し決済を行うなど、新たなサービスの可能性を模索します。

1. 「感謝経済プラットフォームとは、オウケイウェイヴのA I・ブロックチェーン技術により、「良いことをしたらよい評価が返ってくること、善意や感謝により加点され、社会の様々な場面で優待される」ことを目標として、「感謝指数」3や過去のQ & Aのデータベースを活用し、ユーザーがプラットフォーム内で参加企業からサービスを受けられることを可能とするオウケイウェイヴの提供するサービス総称したものとします。
2. 「OK - チップ」とは「OKWAVE」のユーザー同士が感謝の気持ちをメッセージも含めて贈ることができる既に流通されているサイト内トークンの呼称です。
3. 「感謝指数」とは、「OKWAVE」内でユーザーが質問事項に回答してくれたユーザー等に「OK - チップ」を付与し、その回答してくれたユーザー等がどのくらい他者から頼りにされ感謝されているかをスコア化したオウケイウェイヴ独自の指標となります。

第三者割当により発行される本新株式及び本新株予約権の募集(以下「本資金調達」といい、本資金調達の方法を「本資金調達方法」といいます。)により調達した資金は、有利子負債返済のための資金、基幹システムのクラウド化による業務効率化・生産性向上のための資金、資本業務提携先との相互サービス利用のためのシステム構築資金に充当する予定です。

有利子負債返済のための資金

今回の資金調達によって資本増強を行うとともに、調達した資金を平成30年12月まで毎月の返済額に充当します。これにより、その分の運転資金を確保することができます。なお、平成30年6月29日に池田泉州銀行より500万円の借入を実施しておりますが、この借入に関しては本資金調達検討以前から準備を進めていたものであり、運転資金及び賞与等の一次的な支出に備えたものとなります。今回の資金調達により得られる資金のうち500万円を金融機関からの借入金返済に充てることによって、平成30年12月末における調達後のグループ全体の有利子負債残高は336百万円となり、有利子負債の増加を抑制しつつ、企業価値の向上を見込めるものと考えております。

基幹システムのクラウド化による業務効率化・生産性向上のための資金

当社の基幹システムはC S・P S・Z Sシステム(顧客・会員・在庫管理システム)とC R M・C T Iシステム(コールセンターシステム)で構成されています。C S・P S・Z Sシステムは顧客の基本情報やサービス利用状況と在庫の管理等を実施しており、C R M・C T Iシステムは顧客からの受電管理や通話内容の録音機能等を有しております。現在のC S・P S・Z Sシステムの状況はサーバ自体の老朽化によるパフォーマンスの低下や安定性への不安がありC S・P S・Z Sシステム相互の連携ができていないことにより、業務生産性が低い状況となっております。また、C R M・C T Iシステムにおいては会員数の増加や、提携先から大型案件の相談が増え、現状のコールセンターのキャパシティーでは将来的に対応できないことが予想されることから、座席数を拡充し機会損失を防ぐ必要があることと、平成30年12月に保守契約が終了するため、今後のシステム保守体制を見直す必要があります。そのため、C S・P S・Z Sシステムについては平成30年中にサーバスペックの向上によるパフォーマンスの向上を実現し、平成31年中にサーバ冗長化と安定稼働のためのシステムのクラウド化を実施する予定です。それらを実施のうえで平成32年度中には他システムとの連携や拡張性を重視したシステム全体の再構築を実施する予定です。また、C R M・C T Iシステムにおいてはクラウド化の実施によるシステムの再構築を実施し、スペースの拡張を含め、平成31年8月までに最大40席分の受付体制を確保する予定です。

これら基幹システムのクラウド化・再構築・受付体制の増強を実施することによって業務処理能力と生産性の向上を図り、利益率向上を実現します。生産性及び利益率向上に直結するため、本資金調達の資金のうち136百万円を投資することを考えております。そのうち、新株式にて調達した資金はC S・P S・Z Sシステムのサーバの老朽化への対応とC R M・C T Iシステムの保守契約終了への対策を含めたクラウド化への対応を優先した開発に46百万円を充当し、その後の開発資金に新株予約権の行使により調達する90百万円を充当する予定です。

資本業務提携先との相互サービス利用のためのシステム構築資金

当社は割当予定先との資本業務提携契約を締結し、同社の有するブロックチェーン技術・A Iの知見を活用し、当社の展開するパソコン総合サービス事業の加速化を実現するための共同事業を展開するものとしております。具体的には割当予定先の展開するQ & Aサイト「OKWAVE」に特設サイトを開設し、当社の展開するパソコン・デジタル機器の設定・修理サービスのマーケティングプロモーションを展開し、顧客基盤の拡大を図ります。当社顧客に対し、「OKWAVE」への動線を用意し、顧客のパソコン・デジタル機

器の設定・修理サービス等の課題をオンライン上で解決できる専用サイト構築し、顧客の課題解決を実施することにより、当社の顧客満足度の向上を図ります。それらの効果を最大化するため、割当予定先が展開する「感謝経済プラットフォーム」のノウハウを共有し、当社のサービス提供に対して感謝価値がチップとして顧客より付与される仕組みの構築を実施し、顧客の囲い込みを図ります。これらの実現を目指し、 について「OK-チップ」を発行するためのソフトウェア開発を割当予定先に委託するために新株予約権の行使により調達する2百万円を充当します。なお、このチップはサイト内トークンであり、当社は、 の当社の専用サイト内での付与のみを予定しております。また、 について、当社顧客に対して割当予定先のサービスを活用した課題をオンライン上で解決できる専用サイト構築のために新たに採用する人材のための人件費として新株予約権の行使により調達する8百万円を充当いたします。上記の協業を推進することによって、顧客満足度の向上と顧客単価の上昇を実現します。

なお、資本業務提携の詳細につきましては「5 [新規発行による手取金の使途] (1) [新規発行による手取金の額]」に記載の通りです。

当社といたしましては、希薄化を伴う資金調達の実施となりますが、上述の を実現するためには、いずれも能動的な実行と基幹システムが老朽化している現状においては機動的な投資が必要であり、これらを実現する結果として、今回の希薄化を上回る株主価値の向上を図ることができるものと考えております。

(2) 【手取金の使途】

本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
有利子負債返済のための資金	50	平成30年9月～平成30年12月
基幹システムのクラウド化による業務効率化・生産性向上のための資金	46	平成30年9月～平成32年8月
うちCS・PS・ZSシステム	26	平成30年9月～平成32年8月
うちCRM・CTIシステム	20	平成30年9月～平成31年8月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。

2. CS・PSシステムは顧客の基本情報やサービス利用状況を管理し、ZSシステムは在庫管理を実施する当社独自の販売管理システムとなります。

3. CRM・CTIシステムは顧客向けのコールセンターで使用しているCTI(Computer Telephony Integration コンピューターと電話の機能統合)機能を活用した顧客からの受電管理や通話内容の録音機能等を有し体制顧客情報の管理等を実施する当社独自の顧客管理システムとなります。調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
基幹システムのクラウド化による業務効率化・生産性向上のための資金	90	平成30年9月～平成32年8月
うちCS・PS・ZSシステム	70	平成30年9月～平成32年8月
うちCRM・CTIシステム	20	平成30年9月～平成31年8月
資本業務提携先との相互サービス利用のためのシステム構築資金	10	平成30年9月～平成31年8月

(注) 1. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達資金を速やかに支出する計画ではありますが、支出実行までに時間を要する場合には、銀行口座にて安定的に資金管理を行います。

2. 本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、手元資金の充当によって事業計画を遂行するか、その他の資金調達により充当、もしくは「基幹システムのクラウド化等による業務効率化・生産性向上のための資金」のうち、CS・PS・ZSシステムの改修範囲を限定するなどして充当する予定金額を減額する予定であります。

3. 上記具体的な使途については支出時期の早い「基幹システムのクラウド化による業務効率化・生産性向上のための資金」より充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	株式会社オウケイウェイヴ（英文表記：OKWAVE 名古屋証券取引所セントレックス上場 証券コード：3808）
本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿1-19-15 ウノサワ東急ビル5階
有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第18期 自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日 平成29年9月25日関東財務局長に提出</p> <p>第1四半期報告書 事業年度第19期 自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日 平成29年11月13日関東財務局長に提出</p> <p>第2四半期報告書 事業年度第19期 自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日 平成30年2月9日関東財務局長に提出</p> <p>第3四半期報告書 事業年度第19期 自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日 平成30年5月15日関東財務局長に提出</p>

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

（注） 上記の割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、別途時点を明記していない限り、平成30年7月18日現在の内容です。

c 割当予定先の選定理由

<本資金調達方法を選択した理由>

当社は、本資金調達を実施するにあたり、その他の資金調達方法の可能性も含め比較検討を進めてまいりました。本資金調達は、当社の財務基盤の安定化と事業基盤の強化や生産性・利益率向上を図るためではありますが、一方で株式価値希薄化への配慮、資金調達の柔軟性に配慮するという観点で検討を進め、その結果、実資金を確実に早く調達できる本新株式の発行と、株式価値希薄化や資金調達の柔軟性に配慮できる本新株予約権の発行による2つの方式を組み合わせることが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入や転換社債型新株予約権付社債の発行、公募増資や株主割当の実施等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、銀行借入等による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招く等の理由から今回予定する資金を調達するのは困難であると判断いたしました。また、公募増資等は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため、こちらも困難と判断し、第三者割当による株式及び新株予約権を組み合わせた資金調達方法が、事業資金の確保と既存株主利益への配慮を両立させることができると考えました。

(2) 本資金調達方法について

本資金調達方法において、本新株式及び本新株予約権を株式会社オウケイウェイヴ（以下「割当予定先」といいます。）に引受先とする資金調達方法が、事業資金の確保と既存株主利益への配慮を両立させることから最適な方法と判断いたしました。

流通市場に対する影響及び株式価値希薄化への配慮

割当予定先が本新株式の発行及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、本新株式の割当予定先の保有方針は資本業務提携契約を締結したうえでの「長期保有」であることと、本新株予約権につきましては「株式市場の動向を加味しながらの売却」との方針であることを口頭にて確認しております。そのため、本新株式については、当社株式の流通市場に与える影響は限定的であると考えられ、本新株予約権においては株価が上昇すれば漸次売却され、行使が徐々に行われるものと見られ、行使されることが確実ではないものの流通市場に一定程度配慮しながら売却していくことが想定されます。また、当社としては、本新株式のみで資金調達し固定的に所有される株式数を増加させるよりも、本新株予約権の発行及び行使により一定程度の当社株式が流通市場で売却されることで、むしろ当社株式の流動性の向上に資することにもなると考えております。

また、今回の新株式及び新株予約権の発行により最大で18.21%の希薄化となりますが、これら2つの調達方法をそれぞれ調達額の2分の1として組み合わせることで新株予約権の性質上、一気に希薄化が進むことを防ぐことが可能となります。

資金調達の柔軟性

2つの調達方法を組み合わせることにより、まず、本新株式については、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、短期間で確実な必要資金の調達及び自己資本の増強が図れます。次に、本新株予約権については、リスクとして当社株式の株価次第では行使されず予定している資金調達ができない恐れもありますが、権利行使価額が割当予定先の想定する額を上回った場合、その都度権利行使を行うと同っており、その都度入金がなされ、中長期的に必要な基幹システムのクラウド化及び今後の資本業務提携における共同事業への資金として調達が可能となります。また、この権利行使により、自己資本の拡充が期待でき、一方で、行使期間中に資本政策の変更が必要になった場合は、当社の判断により残存する本新株予約権の一部を取得することができる自由度があり、環境の変化に臨機応変に対応することができるものと考えております。

< 割当予定先を選定した理由 >

当社は、上記「(2) 本資金調達方法について」に記載のとおり、新株式及び新株予約権を組み合わせた資金調達方法が、事業資金の確保と既存株主利益への配慮を両立させることができると考えました。

また、資金調達において、複数の候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

一方、割当予定先が展開するQ & Aサイト上ではパソコンサポート周りの質問・回答が多く掲載されていますが解決していない質問もあることから、当社では平成27年8月から割当先に対し営業活動を実施していました。そのような中で当社の代表取締役である家喜と割当予定先の松田取締役が会合で懇親を持つ機会があり、それを契機に業務提携に関する協議が進展いたしました。それら協議を進めていく中で、割当予定先に対して、同社が当社と同様に個人及び中小企業向けのサービスを提供していることから、双方の顧客基盤へのクロスセルの効果が見込めること、同社の持つブロックチェーン技術・AIの知見を活用した事業基盤の拡大が図れること、また、当社の資本増強ニーズと割当予定先は名古屋証券取引所セントレックスに上場しており、業績・財務基盤共に安定していること、などから業務提携の効果を最大化することも含め、資本業務提携の締結に向けた協議を実施することとなりました。その結果、当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、資本業務提携契約の締結と新株式及び新株予約権を同社に割当てる方法を双方協議の上で選択し、慎重に審議を重ねた結果、同社を割当予定先として選定致しました。

d．割り当てようとする株式の数

(1) 本新株式

割当予定先に割り当てる株式の総数は130,000株であります。

(2) 本新株予約権

割当予定先に割り当てる本新株予約権の総数は1,300個、本新株予約権の目的である株式の総数は130,000株であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先が本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先である株式会社オウケイウェイヴとの間で、締結する資本業務提携契約等において、継続保有や持ち分の維持及び預託に関する取り決めはありませんが、本新株式の割当予定先の保有方針は資本業務提携契約を締結したうえでの「長期保有」であることと、本新株予約権につきましては「株式市場の動向を加味しながらの売却」との方針であることを口頭にて確認しております。そのため、本新株予約権においては株価が上昇すれば漸次売却され、行使が徐々に行われるものと見られ、行使が確実ではないものの既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮しながら売却していくことが想定されます。

なお、当社は、株式会社オウケイウェイヴから、払込期日より2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告することにつき、確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、割当予定先の平成30年6月期第3四半期の四半期報告書に掲げられた連結財務諸表から、割当予定先がかかる払込み及び行使に要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は名古屋証券取引所セントレックスに上場しており、同取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書においては、警察関連機関、弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。

また、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

株式の譲渡につきまして、該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式発行に関する取締役会決議日直前日までの1ヶ月間（平成30年6月18日から平成30年7月17日まで）に名古屋証券取引所が公表した当社株式の終値平均値を762円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な発行価格には該当しないものと判断いたしました。

当社監査役全員も当社監査役会において、本新株式の発行価額は市場慣行に従った一般的な方法であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（住所：東京都港区東麻布一丁目15番6号 代表者氏名：小幡 治）に依頼しました。

当該算定機関は、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を基礎として、評価基準日現在の市場環境、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定

の前提(当社の株価(760円)、当社株式の株価変動率(52.9%)、配当利回り(0.0%)、安全資産利子率(-0.13%)、権利行使期間(2年)等)を置き算定を実施しています。

当社は、評価モデル上で前提とした各当事者の行動の選択は、実際の各当事者の行動の選択とは同一とならない可能性もあるものの、割当予定先が表明する行使及び保有方針と整合するものであり、その他算定に用いられた手法、前提条件及び仮定等について特段不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当なものであると判断し、当該算定機関の算定結果を参考に、本新株予約権の発行価額を当該算定機関の算定結果と同額の745円に決定したものであり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、行使価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日直前日までの1ヶ月間(平成30年6月18日から平成30年7月17日まで)に名古屋証券取引所が公表した当社株式の終値平均値762円と同額である1株当たり762円といたしました。

上記発行価額は、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したことに加え、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案した上、本第三者割当増資の割当予定先である株式会社オウケイウェイヴとの協議に基づき決定いたしました。

当社監査等委員全員も、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関して当該第三者評価機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて決定された本新株予約権の1個当たりの払込金額745円は、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株式の株式数130,000株(議決権数1,300個)、本新株予約権の行使による株式数130,000株(議決権数1,300個)を合わせた株式総数は260,000株(議決権数2,600個)であり、平成30年2月28日現在における当社発行済株式総数1,427,700株に対する割合が18.21%(平成30年2月28日現在の議決権総個数14,275個に対する割合は18.21%)であり、当社普通株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなります。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権の発行は、中長期的な当社の企業価値向上及び業績拡大に資するものであり、中長期的には株主の皆様の利益の向上につながるものと判断しております。

したがって、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により一時的な株式の希薄化は生じるものの、その効果を鑑み、本新株式及び本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な範囲内であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
家喜 信行	川辺郡猪名川町	640,300	44.85	640,300	37.94
株式会社オウケイウェイヴ	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	0	0.00	260,000	15.41
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	名古屋市中区錦1丁目10-20号	181,800	12.74	181,800	10.77
S P R I N G株式会社	東京都新宿区西新宿6丁目5-1 新宿アイランドタワー6F	100,000	7.01	100,000	5.93
サイアムライジングインベストメント1号合同会社	東京都千代田区九段北1丁目4 番1号	71,500	5.01	71,500	4.24
スリープログループ株式会社	東京都新宿区西新宿7丁目21番 3号西新宿大京ビル	62,100	4.35	62,100	3.68
守屋 博隆	大阪府豊中市	40,000	2.80	40,000	2.37
日本P C サービス従業員持株会	大阪府吹田市広芝町9-33 プレ シデントビル1F	25,200	1.77	25,200	1.49
阪井 清和	大阪府八尾市	17,800	1.25	17,800	1.05
長南 篤典	大阪府大阪市中央区	17,000	1.19	17,000	1.01
計		1,155,700	80.96%	1,415,700	83.89%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成30年2月28日現在の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。なお、今回の割当予定先である株式会社オウケイウェイヴは、本株式、本新株予約権の保有目的は長期保有であり、株式会社オウケイウェイヴは、取得した当社株式を株式市場の動向を加味しながらの売却する可能性があるとのことです。
2. 平成30年2月28日の発行済株式総数は1,427,700株、発行済株式に係る議決権の総数は14,275個であります。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年2月28日現在の発行済株式に係る議決権の総数(14,275個)に株式会社オウケイウェイヴに割当てる本新株式数130,000株(議決権数1,300個)、及び本新株予約権の目的となる株式の数130,000株(議決権数1,300個)を加えた議決権数16,875個を基準に算定しております。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第16期有価証券報告書及び四半期報告書（第17期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について以下のとおり追加がありました。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

事業等のリスク

～ 略

自然災害など予測困難な事情について

当社グループは、地震・台風・ハリケーン・洪水・津波・竜巻・豪雨・大雪・火山活動などの自然災害などにより、通信ネットワークや情報システムなどが正常に稼働しなくなった場合、当社グループの各種サービスの提供に支障を来す可能性があります。これらの影響が広範囲にわたり、復旧に相当時間を要した場合、将来の当社グループの財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、新型インフルエンザ等、未知の感染症が蔓延した場合には、その被害を完全に回避できるものではなく当社グループの事業活動に影響を与える可能性があります。

2．設備計画の変更

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成30年7月18日）現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 （所在地）	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
			総額 （百万円）	既支払額 （百万円）				
提出会社	本社 （大阪府吹田市 広芝町）	基幹システム更新等	116	-	自己資金及び増資資金	平成30年 9月	平成32年 8月	-
	コールセンター （大阪府吹田市 広芝町）	システム変更等	20	-	増資資金	平成30年 9月	平成30年 12月	-
	コールセンター （大阪府吹田市 広芝町）	設備の増設	20	-	増資資金	平成30年 9月	平成31年 8月	-

（注）1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 増資資金は本第三者割当増資による増資資金に係るものであります。

3 完成後の増加能力につきましては、合理的な算定が困難なため、記載を省略しております。

3 . 臨時報告書の提出について

組込情報である第16期有価証券報告書の提出日（平成29年11月29日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成29年11月30日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

平成29年11月28日開催の当社第16期回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年11月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	4,136	3	0	(注)2	可決 99.92
第2号議案 取締役4名選任の件					
家喜 信行	4,130	9	0	(注)1	可決 99.78
瀧本 恵	4,130	9	0	(注)1	可決 99.78
兼久 裕史	4,130	9	0	(注)1	可決 99.78
有田 真紀	4,115	24	0	(注)1	可決 99.42
第3号議案 監査役3名選任の件					
金丸 英樹	4,121	18	0	(注)1	可決 99.56
香川 晋平	4,116	23	0	(注)1	可決 99.44
北畑 瑞穂	4,116	23	0	(注)1	可決 99.44
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	4,126	13	0	(注)1	可決 99.68
第5号議案 会計監査人選任の件	4,121	18	0	(注)1	可決 99.56

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日	平成29年11月29日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第16期)	自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日	平成29年12月6日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第3四半期)	自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日	平成30年7月13日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月29日

日本P C サービス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森内 茂之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 哲雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本P C サービス株式会社の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本P C サービス株式会社及び連結子会社の平成29年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月29日

日本P C サービス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森内 茂之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 哲雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本P C サービス株式会社の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本P C サービス株式会社の平成29年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年7月12日

日本PCサービス株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 俊介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本PCサービス株式会社の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年3月1日から平成30年5月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年9月1日から平成30年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本PCサービス株式会社及び連結子会社の平成30年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年6月14日開催の取締役会において、資金の借入を行うことについて決議し、借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成29年8月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成29年7月11日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成29年11月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。